

平成 25 年度 栗東市教育方針

《 はじめに 》

近年、日本社会は少子高齢化や核家族化、情報化社会がもたらす弊害など、教育を取り巻く急激な変化は今後ますます大きくなることが予想されます。それに伴い、社会全体の規範意識とモラルの低下、家庭や地域生活におけるコミュニケーション不足、人間関係の希薄化など様々な問題が取り沙汰されています。

このような社会状況の中で、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、家庭や地域の教育力の低下、基本的な生活習慣の未定着や規範意識の欠如、いじめ・不登校等の問題行動への対応など、学校・園をはじめとして、教育界全体が抱える課題は年々増加し、かつ複雑化しています。

とりわけ、様々な価値観の広がりから、子育てに関する保護者の考え方が多様化したことで、幼児・児童・生徒の持つ特性や課題も多岐に亘り、難しい対応や指導が求められています。

そのような中で、将来ある若者が尊い命を自らが絶つという、あってはならない痛ましい事案が続けて起こり、そのことが今大きな社会問題となっています。私たちは、そのことを重く受け止め、改めて、「命」、「人権」の大切さを深く考えさせられ、まさに学校、家庭、地域が一体となって、社会全体で「支え合い、思いやる心」の醸成を図るなど、一人ひとりの人権が尊重された社会を構築していかなければならないと再認識をさせられました。

こうした社会状況やその大きな変化に的確に対応し、次代を担う子どもたちが確かな学力を身につけ、豊かな人間性や社会性を備え、自ら未来を切り拓くという心豊かでたくましい「生きる力」を育むことが求められています。

教育は、「人づくり」「まちづくり」「地域づくり」の基礎となるものであり、その「まちづくり」や「地域づくり」の根本は人にあります。『人は人によって人となる』という教育理念のもと、人材育成の基盤づくりに努めるとともに、幼児期から学校教育、社会教育へとつなぐ生涯を通じた学習の強化を図っていくことが重要です。

こうしたことから、第5次栗東市総合計画を踏まえ、ひと・まち・環境ともに育む「健やか・にぎわい都市」栗東の具現化をめざし、「安全・安心のまち」「環境・創出のまち」「愛着・交流のまち」を基盤に、学校・家庭・地域が一体となって、それぞれの役割を

果たしながら、「楽しさあふれる学校・園」「愛情あふれる家庭」「温かさあふれる地域」としての緊密な連携のもと、心も体も頭も元気いっぱい、笑顔いっぱい、「将来の夢に向かってきらり瞳輝く栗東の子ども」をめざし、『心豊かに たくましく生きぬく 人材の育成』に取り組んでいきます。

また、人と地域がともに輝き、互いに支え合い、生きがいと夢をもって自己実現できるよう生涯学習を推進し、一人ひとりが学んだ力を地域課題の解決のために活用し、誰もが住み良い社会を形成していくため「いつまでも、学び続ける栗東市民」をめざします。

以上、平成 25 年度においては、重要な柱として、

- 1 人権を尊重し、人が輝く人権教育の推進
- 2 心豊かに、たくましく生きる人を育てる教育の推進
- 3 郷土を愛し、充実した人生を拓く生涯学習・社会教育の推進

の三つを掲げ、『心豊かに たくましく生きぬく 人材の育成』をめざし、変化への対応と不易の部分との調和を大切にしながら、栗東市教育振興基本計画に掲げた教育の基本目標のもと、栗東市の教育の推進に努めます。

《 三つの重要な柱 》

1 人権を尊重し、人が輝く人権教育の推進

市民一人ひとりが人権尊重の理念に徹し、就学前教育や学校教育及び社会教育等の各分野において、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の正しい理解と認識を深めることが重要です。

そのため、人権問題を自分のこととして、差別をなくすための実践に結びつくよう学習内容や手法に一層の工夫を加え、学校・家庭・地域等のあらゆる場で人権尊重の精神を育み、誰もが住みよい人権文化がいきづくまちづくりに努めます。

2 心豊かに、たくましく生きる人を育てる教育の推進

21世紀を生きる未来ある子どもたちには、教育基本法に示された教育理念の実現に向けて、義務教育修了までに、「責任ある社会の一員として自立していくための基礎を育てる」ことが重要です。

そのためには、基本的生活習慣の確立や学習習慣の定着は欠かすことができず、基礎基本を身に付け、知・徳・体の調和のとれた、心豊かでたくましい人間の育成をめざし、自ら学び、自ら考え判断する力などの「確かな学力」、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、そして、たくましく生きるための「心身とも

に健やかな体力の向上」を図るとともに、それを支える食育や道徳教育の充実、地域に根ざした多様な体験活動により「生きる力」の育成に努めます。

さらに、子ども、保護者、地域から信頼される学校づくりを進め、家庭や地域の教育力の向上を通じて、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

3 郷土を愛し、充実した人生を拓く生涯学習・社会教育の推進

社会や経済の急激な変化に対応するため、すべての市民が生涯学び続け、教育の向上に取り組むことが重要となっています。そのため、人々は常に新しい知識や技術の習得を必要とする学びと、心の豊かさや生きがいのための学びを求めています。これらの学習需要に応えることは、学習者の自己実現だけでなく、地域社会の活性化、高齢者の社会参加、青少年の健全育成など、社会全体にとっても有意義なことです。

このため、広く市民がライフステージに応じた学びができるよう「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」取り組める学びの情報や場の提供、文化・芸術活動の振興、文化遺産の保護と活用、楽しく親しめるスポーツ活動の推進に努め、生涯にわたる学習活動を支援するため地域の社会教育を推進し、人と地域が生き生きと躍動するまちづくりに努めます。

《 具体的な取り組み方針 》

1 人権教育の推進

人権が尊重されるまちづくりをめざして、市民一人ひとりが同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決のため、多様な機会と場において取り組みを進めてきました。その結果、人権問題に対する理解や認識は高まりつつありますが、就学・就労・結婚問題、差別発言、差別落書きなど基本的人権にかかわる問題が依然としてみられます。

そのような状況を踏まえて、より一層市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、地区別懇談会や市民のつどいなどの各種研修会を実施します。また、学校・園と地域が連携した取り組みができるよう、中学校区人権教育地域ネット事業・小学校区におけるモデル学区事業を発展させ、小学校区・中学校区ごとの研修会の開催等を通して、地域ぐるみの啓発を進めます。

さらに、人権が尊重された明るい社会の確立をめざして、学校教育、社会教育、企業内教育において人権・同和教育の推進、啓発の充実に努めます。

2 生涯学習の充実

生涯学習は、長い人生を人間らしく生きていくために、個々の学習活動を通じて、生きがいと学ぶ力を育み、自己を豊かに高めるとともに、その成果を地域でも生かすことによって、生涯学習のまちづくりへと繋がっていきます。

こうしたまちづくりを進めるため、総合計画の基本政策である「人が育ち、力を発揮できるまち」を目指し、コミュニティセンターを拠点として、はつらつ教養大学をはじめとした生涯学習事業の展開により、ニーズに応じた学習機会の提供や今日的課題や地域課題の解決につながる学習の機会を提供し、生涯学習を生かした地域活動を支援してまいります。

また、ふれあい子ども広場や体験活動、学校支援地域本部事業等を通じて、学校・家庭・地域が一体となった環境の下で、地域ぐるみでの子育ての充実に向けて、地域の教育力の向上に努めます。

男女共同参画社会の実現については、男女共同参画の意識を地域、家庭、企業へ浸透させ、一人ひとりがもてる個性や能力を存分に発揮して、互いに生きがいをもって意欲的に暮らすことができる男女共同参画社会の実現に向け、学習から実践へとつながるよう啓発に努めます。

図書館は、一人ひとりの市民が本に親しみ、資料や情報を活用しながら自ら学ぶことを支援します。そのために市民の求める資料や情報を収集するとともに「雑誌スポンサー制度」を継続・発展させ、市民の参加と協働を得ながら、誰もが気軽に読書や調べものができるように努めます。また小林児童文庫を開設し、子どもたちが本に親しみ、楽しめる環境づくりを進めます。

自然体験学習センター（森の未来館）や自然観察の森では、森林環境学習やまのこ事業や観察会等を通して、都市近郊に残る身近な自然を活用した環境学習の場として有効活用を図ります。

3 就学前教育の充実

就学前保育・教育では、人間尊重の精神に基づき、多様で豊かな生活体験を積み重ねながら、一人ひとりの子どもの良さと可能性を伸ばし、「ありがとう」「ごめんなさい」が言える感謝の心や規範意識の芽生えを育て、日常の習慣として定着をはかり、生涯にわたる「生きる力」の基礎を培っていきます。

そのため園では、子どもが心身ともに満たされ安定して自立していくために、子ども一人ひとりを丸ごと受けとめ、認め、受容しながら、発達に応じた基本的な生活習慣の確立をはかり「心も体も健やかな子ども」「よく考え行動し、思いやりのある子ども」「よく遊び、豊かな感性と創造性にあふれる子ども」の育成に努めます。

また、子どもにとって生活の場の基本は家庭であり、教育の原点でもあることから、園は家庭と連携を密にし、保護者との相互理解をはかりながら、子育ての悩みや不安などが解消できるよう取り組んでいきます。

そして、保育者等は、職員間でのコミュニケーションを密にし、お互いを認め学びあえる場づくりをおこない、園内外の研修などを通じてより専門的な知識や技術の習得に努めます。

4 学校教育の充実

学校教育では、次代を担う子どもたちの「生きる力」の育成や、安全・安心で信頼される教育環境づくりに努めます。また、感謝や反省する心を育み、児童生徒の規範意識を高めるために、規律ある学校づくりを推進します。

「確かな学力の育成」では、「きらりフル チャレンジ」（くりちゃん検定）の実施を通じた学習習慣や基礎学力の定着、授業改善など「きめ細かな指導」の充実を図ります。

「豊かな心の育成」では、学校・園訪問や市内校園人権・同和教育担当者連絡協議会を通して人権・同和教育の推進を図ります。また、道徳や体験活動の充実と読書活動推進を図ることで、感動する心や生命を大切に作る心、他人を思いやる心の育成、善悪の判断などの規範意識等の醸成に努めます。更に、良好な人間関係を築く基盤となる「ありがとうが言える子育て」運動の2年次への取り組みを推進します。

「健やかな体の育成」では、「早ね・早おき・朝ごはん運動」を継続し、基本的な生活習慣の定着、給食指導をはじめ、食育・健康教育に積極的に取り組むとともに、安全で安心な給食の提供に努めます。また、防災教育や安全教育の充実を通して「自分の命は自分で守る」子どもの育成を図ります。更には、体力の向上と健康の保持増進にも努めます。

「子どもたちの育ちを支える取組」では、スクールカウンセラーの派遣や教育相談事業、支援教室事業を通して「児童生徒支援の充実」、「いじめを許さない学校づくり」、特別支援教育支援員の配置や特別支援学級への訪問指導等により「特別支援教育の更なる充実」に努めます。

「信頼される学校づくり」では、地域教育力の活用や学校情報の提供などを通じて、特色のある地域に根ざし開かれた学校づくりに努めます。

「教職員の資質向上」では、校内研修の充実をはじめ、研究奨励事業の実施や研修講座の開催を通して教職員の指導力向上を図るとともに、学校教育に対する市民の期待に応えられるよう教職員としての資質の向上を図ります。

また、児童生徒支援主任の位置づけや市内相談機関による学校・園の支援、校内における機能的に組織対応できる体制づくり、外部関係機関との連携強化を図ります。

「教育環境の充実をはかる」では、本市は今後も児童・生徒が増加する傾向にあります。その中で栗東西中学校の生徒増対応として、施設整備をはじめよりよい教育環境づくりのため、学習指導や生徒指導など、きめ細かな組織体制の充実により円滑な学校運営ができるよう検討します。

また特別支援学級の充実を図るため、治田小学校にエレベーターを設置します。併せて校舎の老朽化対策として、葉山東小学校の大規模改造工事を行い、施設整備を図っていきます。

そのほか各学校・園においては、定期的な施設点検を実施し、児童・生徒の安全確保に努めます。

5 青少年の健全育成

青少年を取り巻く社会環境が大きく変化している中で、次代を担う青少年の健全育成は社会の責務であり、青少年が心身ともに健やかに成長することは、市民すべての願いです。

そのために、青少年問題協議会の提言に基づく取り組みを進め、子どもたちの道徳性や規範意識の向上に向けた「ありがとうが言える子育て」運動や、家庭における子育ての力を育成する家庭教育を支援し、学校・園・地域をはじめ関係機関等と連携しながら、社会全体で子どもたちを守り育てる環境づくりに努めます。

また、少年センターにおいては、初発型非行の未然防止のため、万引追放ほっとリンクの充実を図ると共に、関係機関との連携を深め、各校での非行防止教室の開催や相談活動、街頭補導活動では、青少年との対話、声かけを大切にしながら、啓発活動を続けていきます。

6 生涯スポーツの振興

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、心身の健全な発達に必要不可欠なものです。さらに現代社会においては、高齢化の進行や健康志向の高まりなど、さまざまな面においてスポーツ振興への期待が高まっています。市民が生涯にわたり健康的で明るく、心豊かな生活を送ることが、個々の市民の幸福や社会全体の活力の維持のためにも強く求められ、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」生涯スポーツを楽しめる施策が必要となります。

このため多くの市民がスポーツに関心を持ち、体力向上と健康増進が図れるよ

う、市内スポーツ関係団体等と連携し、市民ニーズに応じた大会や講習会・教室等の事業を推進し生涯スポーツの普及に努めます。

また、野洲川陸上競技場を改修し、引き続き公認陸上競技場として運営してまいります。更に、今年度スポーツ基本法の規定に基づき、栗東市スポーツ推進計画を策定しこれら施策を反映していきます。

7 市民文化や芸術活動の振興

文化・芸術は市民の創造性を育み、心のつながりや相互に理解し尊重し合う社会を形成するものです。市民の生活を心豊かで充実したものにするために、幅広い年齢層の市民が文化・芸術に親しみを持ち、誰もが文化芸術活動に参画できる機会の提供と、自主的な活動のための組織を充実し、振興するよう施策を推進していく必要があります。

具体的には、栗東芸術文化会館さきが市民の文化芸術活動の中心的な施設として、市民に本物のアーティストによる公演の鑑賞機会を提供するなど、積極的な自主事業を展開し、また各種市内文化団体の活動促進や市民参加による成果発表会等の活動も支援を行うことで、市民文化・芸術活動の振興を図ります。

また、昨年度策定した栗東市文化振興計画をより実効性のあるものにするため、文化振興のための施策を積極的に展開していきます。

8 文化遺産の保護と活用

文化遺産は市民共有の財産として、市民が地域への誇りや愛着を深め、地域社会の連帯感を育むことにもつながる地域資源として大切に守り伝えられ、かつ活用されることにより、これからのまちづくりにも活かされるよう、以下の施策を推進していきます。

郷土の歴史を正しく理解する上で欠くことのできない文化財については指定をすすめ、重要文化財をはじめとする指定文化財の所有者などがおこなう保存と活用を支援するとともに、連携を深めて、防災・防犯に対する意識の高揚と設備の充実を図ることにより、「文化財指定制度の推進と指定文化財の保存」に努めます。今年度は国重要文化財宇和宮神社本殿屋根修理事業ならびに大宝地域での文化財防火訓練の実施を予定しています。

また、埋蔵文化財の状況把握に努めるとともに、遺跡の適切な保存をおこない、出土文化財センターをはじめ関係機関と連携した文化財の公開と学習機会の提供と情報発信を進めます。

歴史民俗博物館では、市民が地域の文化財に親しみ、地域の文化を継承する機会

を提供するため、地域にかかわる資料の収集・保存・調査および栗東の歴史と文化にふれる展示の充実、地域文化を継承する事業の開催に取り組み、利用者の拡大に努めます。

また市民とともに楽しみ、活動する博物館として、市民学芸員の自主的な学習支援の充実を図りつつ、博物館教室「昔の暮らし」や「かまどめしを炊こう」などの事業をより一層充実していきます。